

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月29日

【事業年度】 第45期(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長澤 成博

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目10番14号

【電話番号】 03-3537-9711

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 富川 健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

【電話番号】 03-6861-9630

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 富川 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第41期 2017年6月	第42期 2018年6月	第43期 2019年6月	第44期 2020年6月	第45期 2021年6月
売上高 (百万円)	13,436	12,464	10,701	7,391	2,102
経常利益又は 経常損失() (百万円)	42	424	975	1,998	1,426
当期純損失() (百万円)	298	1,656	1,569	2,713	1,817
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	2,390	2,390	2,390	2,912	50
発行済株式総数 (株)	14,387,000	14,387,000	14,387,000	15,826,500	16,937,700
純資産 (百万円)	7,760	5,873	4,189	1,997	488
総資産 (百万円)	10,675	8,713	6,795	4,546	2,183
1株当たり純資産額 (円)	539.42	408.28	291.19	126.18	28.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	16 (8)	16 (8)	()	()	()
1株当たり当期純損失 () (円)	20.73	115.13	109.09	174.67	114.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	72.7	67.4	61.7	43.9	22.0
自己資本利益率 (%)	3.72	24.30	31.19	87.74	146.75
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	208	274	939	1,799	1,780
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	668	78	335	999	1,061
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	230	230	115	514	507
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,394	2,810	1,420	1,134	922
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	311 (2,770)	293 (2,631)	268 (2,104)	272 (1,766)	163 (490)
株主総利回り (%)	109.8	114.8	47.3	42.6	34.7
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(133.2)	(145.0)	(133.1)	(137.2)	(174.7)
最高株価 (円)	1,007	1,046	1,003	440	357
最低株価 (円)	895	960	380	208	234

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第41期、第42期、第43期及び第44期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第41期、第42期、第43期、第44期及び第45期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1977年4月	有限会社三光フーズ設立
1983年2月	有限会社三光フーズを組織変更し、株式会社三光フーズ設立
1984年9月	「だいこんの花」第1号店を東京都渋谷区に開店
1991年8月	「葡萄屋」渋谷店を開店
1991年10月	「酒菜屋 東方見聞録」渋谷店を東京都渋谷区に開店
1996年11月	スパゲティ専門店「パスタママ」新宿店を東京都新宿区に開店
1998年12月	「東方見聞録」新宿地域第1号店として新宿中央東口店を開店
2000年2月	神奈川県に初出店となる「東方見聞録」横浜西口店を横浜市西区に開店
2000年11月	「月の雫」第1号店として赤坂見附店を東京都港区に開店
2001年4月	株式会社三光フーズ業務拡大につき、本社を東京都新宿区新宿三丁目に移転
2001年12月	東京都下(23区外)に初出店となる「東方見聞録」府中店を東京都府中市に開店
2002年3月	駅ビルへの初出店となる「月の雫」アトレ上野店を東京都台東区に開店
2002年10月	商号を株式会社三光マーケティングフーズに変更
2003年3月	日本証券業協会ジャスダック市場に株式を店頭登録
2003年4月	大阪市北区梅田に初出店となる「月の雫」西梅田店を開店
2004年6月	業務拡大に伴い、本社を東京都新宿区西新宿二丁目新宿NSビルに移転
2004年7月	第三の業態「黄金の蔵ジバング」新宿東口店を東京都新宿区に開店
2004年9月	埼玉県さいたま市に初出店となる「月の雫」大宮店を開店
2004年9月	東京証券取引所市場第二部に上場
2004年9月	名古屋市中区錦にFC第1号店「月の雫」名古屋栄店を開店
2004年10月	神戸市中央区に初出店となる「月の雫」クレフィ三宮店を開店
2006年9月	新業態である「ごはんや 三光亭」東千葉店を開店
2006年9月	愛知県に直営初出店となる「月の雫」名駅南店を開店
2006年11月	東京都内にFC初出店となる「月の雫」池袋西口エル・クルーセ店を開店
2007年5月	長野県長野市に「ごはんや 三光亭」としてFC第1号店、長野徳間店を開店
2008年7月	アジアンエイト株式会社の全株式を取得
2008年12月	「金の蔵Jr.」第1号店を東京都調布市に開店
2009年3月	本社を東京都豊島区南池袋三丁目サトミビルに移転
2009年5月	全品300円居酒屋「金の蔵Jr.」第1号店を東京都豊島区に業態転換により開店
2009年10月	「楽釜製麺所」第1号店を東京都新宿区西新宿に開店
2011年6月	「東京チカラめし」第1号店を東京都豊島区西池袋に開店
2012年10月	関西第1号店となる「東京チカラめし」大阪日本橋店を開店
2013年2月	兵庫県尼崎市に「東京チカラめし」FC第1号店となる阪神尼崎店を開店
2014年11月	「アカマル屋」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区宮町に開店
2015年1月	「焼肉万里」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区大門町に開店
2015年8月	「Custard Lab Tokyo」第1号店を東京都台東区浅草に開店
2016年7月	「あびや」第1号店を埼玉県さいたま市大宮区大門町に開店
2017年1月	本社を東京都中央区新川一丁目に移転
2019年3月	本社所在地において弁当事業を開始
2019年6月	「にのまえ屋」第1号店を東京都渋谷区恵比寿西に開店
2019年8月	本社の事務・管理部門を東京都新宿区高田馬場一丁目に移転
2019年12月	「歌舞伎町 鶴千」を新宿区歌舞伎町に開店
2020年2月	東京おばんざい酒場「けけ」を神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町に開店
2020年9月	沼津我入道漁業協同組合と業務提携
2020年11月	水産プロジェクト第一弾「まるが水産沼津港本店」を静岡県沼津市に開店
2020年12月	沼津我入道漁業協同組合に加入
2020年12月	沼津支店を開設
2021年4月	香港における「東京チカラめし」ライセンス契約を締結
2021年6月	「東京チカラめし」香港1号店をライセンス契約に基づきFC出店

3 【事業の内容】

当社は、首都圏を中心に「アカマル屋」「金の蔵」の居酒屋業態を展開しております。また、日常食業態として、「東京チカラめし」、「焼肉万里」等を展開しております。

当社は、飲食事業であります。単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略し、業態別により記載しております。

業態	特徴
アカマル屋	笑顔が集う大衆酒場をコンセプトにした、昔ながらの店構えのお店です。
焼肉万里	肉問屋が厳選したお肉だけを直送で取り寄せ、肉本来のうま味とジューシーな肉汁を存分にお楽しみいただけるお店です。
金の蔵	「集い場・笑い場・しゃべり場」をコンセプトに、若年層からご年配、お勤め帰りやご家族の団らんなど、幅広いお客様のニーズにお応えする味付けやボリュームにこだわったメニューをお求めやすい価格で提供し、気軽にご利用いただける業態です。
その他	焼き牛丼を中心にボリュームたっぷりのメニューを取り揃えた「東京チカラめし」、濃厚なソースでパスタを味わえる「パスタママ」、沼津鮮魚の寿司など新鮮な海鮮メニューを提供する「まるが水産」「まるがまる」など、食事性を中心とした業態です。その他、施設に併設する食堂等の運営受託を行っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
163(490)	41.0	7.4	3,965,538

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社は、主に飲食事業であります。単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「価値ある食文化の提案」を企業理念とし、ともに働く仲間の幸福を最大限に追求し、当社で働く一人ひとりの経済的利益と精神的成長を達成することで、お客様へ最大の満足を提供し、地域社会へ貢献してまいります。

社会に必要なとされる「食ブランド」を創造するために、社会の変化の中で新たに生まれたニーズに合った新業態開発、既存業態のブラッシュアップを行い、お客様に喜びと驚きを提供することを目指して事業を行っております。当社は常にお客様起点で、価値ある食文化を提案し続けることで、持続的な成長を図り、企業価値の拡大に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、持続的な成長と安定的な収益性を重視する観点から、新規事業開発、既存業態の営業活動の強化、新業態の開発により、中期的に売上高営業利益率5%以上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

外食産業において、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響は大きく、収束時期の見極めが非常に困難である中、顧客の消費行動や価値観、競合他社の動向等当社を取り巻く環境は急激に変化しております。

このような状況を踏まえ、当社は「Withコロナ時代」においても業容を拡大し、収益を確保できる事業ポートフォリオを構築するため、以下のとおり事業構造の変革を進めてまいります。

低投資型郊外中小型店舗の出店

コロナ禍によって、テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の外食機会における消費行動は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定しております。

当社は、一昨年来、都市部・繁華街に立地する大型・空中階及び地下階店舗の大規模閉店を進めており、これが概ね一巡いたしました。こうした一連の閉店と同時に、住宅地を背景にもつ郊外型店舗である大衆酒場「アカマル屋」、「焼肉万里」の業態確立と出店を進めておりました。これらの業態は、既存の大型店舗に比して低投資かつ高効率の業態であるうえ、立地特性上、コロナ禍においてもお客様から一定以上の支持をいただいておりますことから、次期以降について、これらの出店・拡大に取り組んでまいります。

ノンアセット型ビジネスモデルの拡大

一昨年来継続的に取り組んでいる、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業について順調に店舗数を伸ばしており、結果として、当事業年度末における直営実店舗数のおよそ4割がノンアセット型ビジネスモデルである運営受託店舗となり、事業ポートフォリオの再構築が進行しております。

また、「東京チカラめし」は、香港の現地企業とライセンス契約を締結したのち、出店した香港1号店が、現地において連日行列ができる店舗となっており、今後、海外においてライセンスによる展開・拡大を目指してまいります。国内においては株式会社バーチャルレストランと「東京チカラめし」のバーチャル店舗におけるライセンス契約を締結し、同社と加盟開発を進めており、今後、拡大を図ってまいります。

また、お客様の手に届ける事業である弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」(<https://hitomatuhan.com/> 旧名称：通販SHOP金の蔵)でのEC通販事業等は堅調に推移しており、今後も事業の拡大に努めてまいります。

新規事業（水産事業）の確立と展及び新業態の開発

当社では従来の飲食事業にとどまらず、当社の持つ「価値ある食文化の提案」という企業理念をより一層深め、SDGsが掲げる理念のもと持続的な成長が期待できる新規事業を構築し、これを新たな収益の柱として育成いたします。

当社は、2020年9月に沼津我入道漁業協同組合との業務提携により水産事業を立ち上げ、同年12月に同漁協の組合員となりました。現在では、漁業者（漁協、漁師）や魚市場から直接仕入れることができるようになったことから、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かして、「水産DXプラットフォーム」を構築することといたしました。すなわち、当社が魚市場で競る魚について、当社店舗向けのみならず同業他社の飲食店舗や小売店等BtoB向けに、ITコミュニケーションツールを通じて競りに参加できる、いわゆる「バーチャル競り」を基本機能として持ったシステムを構築してまいります。将来は、こうした「水産DXプラットフォーム」をBtoCの領域にまで拡大していき、漁業者の卸先、販売先の幅を広げていくことで、日本の漁業の再生に貢献できるものと考えております。当社は、沼津港でのこの取り組みを皮切りに全国の他の漁港での横展開を模索してまいります。

さらに、今後は、既存飲食事業において、当該水産事業とのシナジー効果が見込めることから、水産の6次産業化へ向けた新業態（飲食店舗）を開発し、展開する予定であります。

(4) 経営環境

当社が属する外食産業を取り巻く環境は、お客様の価値観や行動様式、ニーズの変化、中食市場の成長に加え、2020年2月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした各自治体からの営業自粛や営業時間短縮等の要請があり、来店客数が大幅に減少する等、依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症への対応について

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、お客様をはじめ、お取引先様、従業員の安全を最優先とし、政府・自治体の方針に沿った店舗営業の他、全従業員一人ひとりが行うことができる感染予防対策の徹底並びに出勤の自粛や時差出勤の活用等を推進し、感染拡大を防ぐ取り組みを行っております。また、時差通勤、テレワークといった急速に変化する生活様式に柔軟に対応し、食を通じて多くの方に幸せを感じていただける、新たな商品とサービスの形を提案してまいります。

収益改善施策の実施

現在、当社は短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ．不採算店舗の閉店

当社は、キャッシュの流出を防ぐことが当面の優先課題であると認識し、当事業年度において不採算店舗を39店舗閉店いたしました。本施策により、お客様からご支持いただける店舗（主に郊外店や「アカマル屋」「焼肉万里」等の特定業態）が、安定して利益を確保できる店舗として残り、これら店舗の顧客満足度を向上させていくことで、可及的速やかな営業収支の改善を進めてまいります。

なお、不採算店舗の整理は概ね完了しておりますが、事業構造改革の方針に沿って経営環境の変化を見極め、必要な店舗閉鎖はこれまで同様に積極的に行い、既存店舗のキャッシュ・フローの確保に努めます。

ロ．低投資型郊外中小型店舗の出店及びノンアセット型ビジネスモデルの拡大

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、低投資かつ高効率モデルのブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圏および立地条件を見極めたうえで出店してまいります。また、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業に引き続き取り組んでまいります。さらに、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店を出店いたしました。香港での出店に加え東南アジア地域でのライセンス契約獲得に取り組んでまいります。

ハ．新規事業の確立と展開

当社は、事業構造を転換すること及びコロナ禍においても収益を確保できる事業ポートフォリオを構築することを目的として、飲食事業以外においても収益の柱を構築いたします。

当社は、2020年12月に沼津我入道漁業協同組合に加入し、組合員となったことから、当社既存直営店舗のみならず、他の外食事業者または小売事業者に法人営業を行うとともに、一般消費者に鮮魚の移動販売を行うなどし、沼津で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を販売する等実績を積み重ねてまいりました。今後、中間マージンを最小化した価格競争力と飲食事業で蓄積した食材調達力等をかけ合わせて、沼津の鮮魚や加工品等をブランディングしていくことで付加価値を高め、販路の拡大に努めてまいります。

当社は、実際に産地に入りこみ、地域の皆様（地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等）の役に立ち、還元していくという取り組みを行っており、そうすることで、当社既存事業とのシナジー効果が最大化されるものと考え、水産事業における3次産業企業側からの6次産業化モデルの構築を引き続き進めてまいります。

ニ．コストの削減

全社的な取り組みとして、前事業年度より引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。

主な取り組みといたしましては、ITシステムの入替によって業務の大幅な省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化いたします。さらに本社費用の極小化等、様々な施策によりコストを削減いたします。

財務基盤の強化

イ．資本注入

2021年5月に新株式（2021年6月14日3億円払込完了）及び第4回新株予約権の発行決議を行いました。事業構造の改革を進め、IR活動の強化に積極的に取り組むことで新株予約権の行使を促進し資本注入を図ることで運転資金、新規出店資金、及び新規事業資金等に充当してまいります。

ロ．金融機関との関係強化

上記イ．に加え、前述した事業構造の改革について営業収支の改善効果が現れるには一定の時間を要することから、キャッシュ・ポジションの改善を図るため、2020年7月に政府が実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付による調達を行い、さらに2021年6月に資本性劣後ローンへ借換えを行いました。資本性劣後ローンは、返済順位の劣後性により金融機関からは資本とみなされ財務の安定化が図られ、金融機関からの調達が促進されます。

今後も安定した運転資金を機動的に調達できることを目的として金融機関との関係強化に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努め、発生した場合に適切に対応する所存であります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

新型コロナウイルス感染症拡大によるリスクについて

当社において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じています。感染拡大や長期化に伴い、外出自粛やテレワークの推進、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、酒類の提供制限等によって消費の低迷などが懸念され、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染による事業リスクを最小限に抑えるため、従業員に対する感染予防策の周知、3密（密閉・密集・密接）を避けた店舗運営、在宅勤務の推進等により感染拡大防止に努めております。

外食業界の動向及び競合の激化について

外食業界は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした各自治体からの営業自粛や営業時間短縮、酒類の提供制限等の要請があり、来店客数が大幅に減少する等、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社はお客様のニーズの変化を考慮した新規出店や業態開発を行っておりますが、外食市場の縮小、競争の激化などにより既存店の売上が当社の想定以上に減少した場合、または経費削減策が奏功しなかった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗賃借物件について

当社の直営店舗は、賃借物件であり、その賃貸借契約は主に更新可能なものでありますが、賃貸人側のやむを得ない事情により解約または解除された場合、業績好調な店舗であっても閉店を余儀なくされる可能性があります。

また、新規出店に際して、商圈の人口、賃料などを総合的に判断した結果、条件に合致する物件が調達できない場合、新規出店の計画が達成できない可能性があります。

さらに、当社は、賃貸借契約締結の際に敷金または保証金を預託する場合、事前に賃貸人の与信審査を行うなど、賃貸人の信用不安に備えておりますが、これらの敷金または保証金のうち全部または一部が倒産その他の賃貸人側の事情により回収不能となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、定期借家契約の規定により賃貸借契約が早期に解約できない場合、また解約に伴う違約金等の発生、後継テナントが見つからないことによる原状回復費用が発生する場合等、店舗閉鎖に伴い想定していなかった費用が発生する可能性があります。

食材の調達について

BSEや鳥インフルエンザ等の疫病の発生、異常気象、天候不順、自然災害の発生等により、食材の調達が難しくなり、調達価格が上昇した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

食の安全性

当社は、食材の安全性確保のため、取引先の協力を仰ぎながら、食品のトレーサビリティを確立しております。加えて、産地、加工工場の現地確認及び添加物、微生物検査基準を遵守した食材を選定するなど、食材の安全を確保するとともに、お客様へ正確な情報の提供に努めております。万一、表示内容に重大な誤り等が発生した場合には信用低下等を招き、店舗売上が減少する他、調達先やメニューの主要食材の見直し等を実施するためのコストが発生するなど、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

営業店舗での食品事故

当社の各店舗では、食品衛生法に基づき、所轄の保健所より飲食店営業許可を受け、食品衛生責任者を設置しております。食中毒の発生を未然に防ぐために、品質管理及び衛生管理を徹底し、お客様に安心していただける料理の提供に努めておりますが、万一、食品事故が発生した場合、食材の廃棄処分、損害賠償による損失の発生、一定期間の営業停止などにより当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び教育について

当社は、中長期的な飲食事業の展開（直営店及び運営受託店舗の出店等）や新規事業の開発等の各事業拡大を見据え、新卒採用・中途採用の他、アルバイト従業員からの社員登用も含めた人材の確保を行っております。また、階層別研修や評価制度を含めた人事制度のさらなる拡充に注力をしていく方針です。しかしながら、人材の確保及び教育が計画どおりに進まない場合には、各事業の拡大計画の遅延または中止により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

アルバイト従業員に対する社会保険加入の義務化について

当社は、主に店舗にて多数のアルバイト従業員を雇用しております。今後、アルバイト従業員への社会保険適用範囲の拡大が実施された場合、社会保険料負担の増加などにより人件費が上昇し、当社の経営成績に影響が生ずる可能性があります。

経済事情の急変

年度初めには予想も出来なかった経済事情の急変があった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等の影響について

当社の店舗は、首都圏を中心とした都市部の駅前に集中しており、地震、台風、津波等により、首都圏の駅周辺の被害が甚大な場合や、火災等により営業の継続が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

商標権の管理について

当社は、複数の業態を保有しております。業態の名称については、使用に先立ち、外部の専門家などを通じて、第三者の商標権を侵害する恐れがないか確認し、可能な限り、当社においてその名称を商標登録することで、第三者に対する権利侵害を回避するとともに、当社権利の確保に努めております。しかしながら、当社の使用する名称が第三者のものと類似するなどの理由により、第三者の商標権を侵害していると認められた場合には、当該商標の使用差止め、使用料または損害賠償の支払い請求がなされる可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットなどによる風評被害について

SNSの普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを発端とするマスコミの報道による風評被害が発生・拡散された場合において、当社業態の価値が棄損され、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用について

当社は、営業店舗を中心に設備等を保有しており、直営店舗について営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなる場合には、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により減損損失が計上され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aについて

当社は、事業の拡大及び競合他社との差別化を図る有効手段のひとつとして、当社に関連する事業で、シナジー効果を期待できるM&Aを検討していく方針です。M&Aの実施に際しては、対象企業の財務・法務・ビジネス等について事前にデューデリジェンスを行い、十分にリスクを吟味したうえで決定いたしますが、買収後に事前の調査で把握することができなかった偶発債務の発生等の問題が生じた場合、また事業の展開等が計画通りに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社は、食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、健康増進法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）及びその他の当社事業に関する各種法令による規制を受けております。これらの法的規制が強化された場合、当社は社会的責任を第一に考え、法令や各行政機関からの要請には応じる方針であることから、それに対応するための新たな費用が増加すること等により、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、「総合居酒屋」への需要が近年減少傾向にあることから、前事業年度まで3期連続の営業損失を計上しております。また、当事業年度においては、この状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした政府からの緊急事態宣言及び各自治体からの営業時間短縮等の要請や3密（密閉・密集・密接）を回避するお客様心理等の影響による売上高の減少、減損損失等の計上に伴い、営業損失17億47百万円、経常損失14億26百万円、当期純損失18億17百万円を計上し、自己資本比率は前事業年度末43.9%から当事業年度末22.0%に減少しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当事業年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。なお、資金計画策定に用いた重要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外食需要の回復見通しと営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金等の助成金収入の見積りであります。加えて、以下に記載のとおり、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1. 収益改善施策の実施

現在、当社は短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ. 不採算店舗の閉店

当社は、キャッシュの流出を防ぐことが当面の優先課題であると認識し、当事業年度において不採算店舗を39店舗閉店いたしました。本施策により、お客様からご支持いただける店舗（主に郊外店や「アカマル屋」「焼肉万里」等の特定業態）が、安定して利益を確保できる店舗として残り、これら店舗の顧客満足度を向上させていくことで、可及的速やかな営業収支の改善を進めてまいります。

なお、不採算店舗の整理は概ね完了しておりますが、事業構造改革の方針に沿って経営環境の変化を見極め、必要な店舗閉鎖はこれまで同様に積極的に行い、既存店舗のキャッシュ・フローの確保に努めます。

ロ. 低投資型郊外中小型店舗の出店及びノンアセット型ビジネスモデルの拡大

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、低投資かつ高効率モデルのブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圈及び立地条件を見極めたうえで出店してまいります。また、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業への取り組みの結果、当事業年度末における直営実店舗数50店舗のうち運営受託店舗は21店舗となりました。さらに、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店を出店いたしました。香港1号店が計画を大きく上回る業績であることから、香港2号店の出店時期を前倒して2021年9月下旬に出店をいたします。

八．新規事業の確立と展開

当社は、事業構造を転換すること、及びコロナ禍においても収益を確保できる事業ポートフォリオを構築することを目的として、飲食事業以外においても収益の柱を構築いたします。

当社は、2020年12月に沼津我入道漁業協同組合に加入し、組合員となったことから、当社既存直営店舗のみならず、他の外食事業者または小売事業者に法人営業を行うとともに、一般消費者に鮮魚の移動販売を行うなどし、沼津で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を販売する等実績を積み重ねてまいりました。今後、中間マージンを最小化した価格競争力と飲食事業で蓄積した食材調達力等をかけ合わせて、沼津の鮮魚や加工品等をブランディングしていくことで付加価値を高め、販路の拡大に努めてまいります。

当社は、実際に産地に入りこみ、地域の皆様（地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等）の役に立ち、還元していくという取り組みを行っており、これにより地域が再活性化していくことを目指しております。そうすることで、結果として、当社既存事業とのシナジー効果が最大化されるものと考え、水産事業における3次産業企業側からの6次産業化モデルの構築を進めております。

二．コストの削減

全社的な取り組みとして、前事業年度より引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。主な取り組みといたしましては、ITシステムの入替によって業務の大幅な省力化を実現することで、人件費等をなお一層極小化いたします。さらに本社費用の極小化等、様々な施策によりコストを削減いたします。

2．財務基盤の強化

イ．資本注入

2021年5月に新株式(2021年6月14日3億円払込完了)及び第4回新株予約権の発行決議を行いました。事業構造の改革を進め、IR活動の強化に積極的に取り組むことで新株予約権行使を促進し資本注入を図ることで運転資金、新規出店資金、及び新規事業資金等に充当してまいります。

ロ．金融機関との関係強化

事業構造の改革について営業収支の改善効果が現れるには一定の時間を要することから、キャッシュ・ポジションの改善を図るため、2020年7月に政府が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付による調達を行い、さらに2021年6月に資本性劣後ローンへ借換えを行いました。資本性劣後ローンは、返済順位の劣後性により金融機関からは資本とみなされ財務の安定化が図られ、金融機関からの調達を促進します。今後も安定した運転資金を機動的に調達できることを目的として金融機関との関係強化に努めてまいります。

以上のように、当事業年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度（2020年7月1日～2021年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、2020年4月に政府による緊急事態宣言が発出されて以降、当事業年度にかけて経済活動が大きく抑制されました。また、政府及び地方自治体は、感染症拡大に伴い同宣言及びまん延防止等重点措置を繰り返し発出するものの、感染者数は依然として拡大しており、引き続き景気動向は不透明な状況が見込まれます。

外食産業におきましても、コロナ禍において、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、酒類の提供自粛等が求められており、来店客数が大幅に減少しております。とりわけ、都心・繁華街立地の総合型居酒屋は長期間にわたり休業せざるを得ない状況が続いており、厳しい経営環境が続いております。

当社は、社会的責任を果たすべく、お客様・従業員の安全を第一に考え、各自治体からの営業時間の短縮及び酒類の提供自粛に係る要請に従うとともに、従業員に対して感染予防策の周知を行い、出勤前の検温・体調チェック、適切な手洗い、勤務時のマスク着用等を励行いたしました。また、アルコール消毒液による店内消毒、扉や窓の開放や換気設備による定期的な換気を行い、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した配席を行う等、3密を避けた運営に取り組んでまいりました。また、「新しい生活様式」に対応すべく既存店舗の厨房設備を活用したデリバリーサービスの拡大、ランチ時間帯の営業を強化する等、店舗の活用方法の幅を広げてまいりました。さらに当社ブランドである「焼肉万里」がプロデュースする焼肉弁当を百貨店の食料品売場において販売する等テイクアウトニーズに対応する取り組みを行いました。

このような状況の中、当社は、お客様の価値観や行動様式、ニーズが大きく変化する転換期であると認識し、大胆な変革を行う絶好の機会であると捉え、以下のとおりダイナミックな事業構造の転換に取り組ましました。

イ．かつて当社の強みであった首都圏駅前一等立地がいまや弱みになっていることから、一昨年来、大型・空中階及び地下階の店舗を中心とする高固定費型店舗の大規模閉店を推し進めてまいりました。なお、閉店に伴い回収した差入保証金は、主として運転資金に充当いたしました。

ロ．テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、低投資かつ高効率モデルのブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圏及び立地条件を見極めたうえで出店してまいります。

ハ．大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業を拡大するとともに、弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」（<https://hitoma-tuhan.com/> 旧名称：通販SHOP金の蔵）他EC通販事業等の拡大に努めてまいりました。上記の取り組みの結果、当事業年度末における直営実店舗50店舗のうち運営受託店舗は21店舗まで拡大し、およそ4割を占める割合となりました。

また、当社は、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業である千源集團有限公司（本社：香港九龍尖沙咀赫德道8號15樓F 代表：黃治偉）と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店を出店いたしました。香港1号店は現地において連日行列ができる店舗となっており、予定を大幅に繰り上げ、2021年9月下旬に香港2号店を出店することとなりました。

当事業年度における出退店につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の変化を個店ごとに慎重に見極め、店舗収益の回復に相当程度時間を要すると判断した店舗を中心に、直営店舗36店舗及び運営受託店舗3店舗の閉店を実施いたしました。また、フランチャイズ店2店舗が閉店いたしました。既存業態の新規出店については、キャッシュ・フローを最重要視し、当初計画していた出店を一時見送ることいたしました。他方で、大きな投資を必要としない運営受託事業については、11店舗を新たに受託いたしました。新規業態については、水産事業プロジェクトの取り組みによる3店舗（業態変更2店舗を含む）を出店いたしました。これにより当事業年度末における店舗数は、直営店29店舗、運営受託店21店舗、フランチャイズ店4店舗となりました。

資金面については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するリスクに備えて、2020年7月に政府が実施するコロナ対応緊急対策融資により2億円を調達いたしました。また、2021年5月に新株式(2021年6月14日3億円払込完了)及び第4回新株予約権の発行決議を行い創業家等に割り当て、運転資金、新規出店資金、新規事業資金及び事業提携・M&A資金に充当してまいります。

以上により、売上高は21億2百万円(前期比71.6%減)、営業損失は17億47百万円(前期は営業損失20億9百万円)、経常損失は14億26百万円(前期は経常損失19億98百万円)、当期純損失は18億17百万円(前期は当期純損失27億13百万円)となりました。

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて52.0%減少し、21億83百万円となりました。流動資産は前事業年度末に比べて42.7%減少し、13億15百万円となりました。これは主に現金及び預金が7億12百万円減少したことによるものであります。固定資産は前事業年度末に比べて61.5%減少し8億67百万円となりました。これは主に差入保証金が10億79百万円減少したことによるものであります。

流動負債は前事業年度末と比べて53.8%減少し、7億98百万円となりました。固定負債は前事業年度末に比べて9.1%増加し、8億95百万円となりました。

純資産合計は前事業年度末に比べて75.6%減少し、4億88百万円となりました。これは主に当期純損失が18億17百万円発生したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べて2億12百万円減少し、9億22百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況につきましては次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、17億80百万円(前年同期は17億99百万円の支出)となりました。これは主に税引前当期純損失を18億12百万円計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、10億61百万円の収入(前年同期は9億99百万円の収入)となりました。これは、主に差入保証金の回収により10億70百万円の収入があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、5億7百万円の収入(前年同期は5億14百万円の収入)となりました。これは主に、新株式の発行により2億99百万円及び長期借入金の調達により2億円の収入があったことによるものです。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
自己資本比率(%)	61.7	43.9	22.0
時価ベースの自己資本比率(%)	83.2	120.0	217.2
債務償還年数(年)	-	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	-	-

上記指標の算出方法は、以下のとおりであります。

自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

(株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数により算出しております。)

債務償還年数 : 有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも財務数値により計算しております。

債務償還年数とインタレスト・カバレッジ・レシオにつきましては、営業キャッシュ・フローがマイナスのため表示しておりません。

(3)販売実績

業態別	第45期	
	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前年同期比(%)
アカマル屋	392百万円	51.0
焼肉万里	242	87.4
金の蔵	671	16.0
運営受託	295	221.8
その他	500	24.9
合計	2,102	28.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当社は、単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略し、業態別に記載しております。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因に基づき、見積りや判断を行っております。しかし、見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度における当社の経営成績は、売上高につきましては、前年同期比71.6%減少し、21億2百万円になりました。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令や各自治体からの営業時間短縮要請を受け、営業時間の短縮及び臨時休業等の対応、影響が長期化した場合を想定し、直営店36店舗、運営受託店3店舗及びフランチャイズ店2店舗を閉店し不採算店舗の整理は概ね完了し低コストの店舗運営体質となり本社費用の極小化等の様々な施策によりコストを削減しましたが、営業損失は17億47百万円（前期は営業損失20億9百万円）となりました。経常損失は14億26百万円（前期は経常損失19億98百万円）、当期純損失は18億17百万円（前期は当期純損失27億13百万円）となりました。

財政状態の分析

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ23億63百万円減少し、21億83百万円となりました。

当事業年度末における流動資産は13億15百万円となり、前事業年度末に比べ9億78百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金が7億12百万円減少したことによるものであります。当事業年度末における固定資産は8億67百万円となり、前事業年度末に比べ13億85百万円減少いたしました。これは主に差入保証金が10億79百万円減少したことによるものであります。

当事業年度末における流動負債は7億98百万円となり、前事業年度末に比べ9億29百万円減少いたしました。

当事業年度末における固定負債は8億95百万円となり、前事業年度末に比べ74百万円減少いたしました。

当事業年度末における純資産は4億88百万円となり、前事業年度末に比べ15億8百万円減少いたしました。

これは、主に当期純損失18億17百万円によるものであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の源泉は主に、「現金及び現金同等物」と「営業活動によるキャッシュ・フロー」であります。

一方、当社の主な運転資金需要は、当社販売商品に係る原材料費、店舗運営に係る人件費及び店舗オーナーへの支払賃借料等であり、主な設備投資需要は、新規出店、店舗改修に係る投資資金であります。

したがって、運転資金と設備投資資金については、営業キャッシュ・フローで充当しております。

なお、詳細は「(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社では、直営店は「まるが水産沼津港本店」1店舗の新規出店及び「まるがまる高田馬場店」、「まるがまる横須賀本店」2店舗の業態変更をしております。総額31百万円の設備投資(入居保証金を含む)を行いました。

なお、当社の事業セグメントは、単一セグメントのためセグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社は、単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 設備の状況

2021年6月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

運営形態	設備の内容	帳簿価額(百万円)		従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	
直営店29店舗	店舗設備			72(286)
運営受託店21店舗及び弁当販売	店舗設備			43(199)
本社他	統括業務 施設			48(5)

(注) 1 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 建物は賃借物件に係る内装設備であります。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

(2) 店舗設備の状況

当事業年度末における店舗数は次のとおりであります。

運営形態	地域	店舗数
直営店	東京都	14
	神奈川県	6
	千葉県	1
	埼玉県	7
	静岡県	1
	小 計	29
運営受託店	東京都	14
	神奈川県	1
	埼玉県	1
	茨城県	3
	大阪府	1
	兵庫県	1
小 計	21	
	合 計	50

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、投資効率、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

2021年6月30日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

なお、当社は、単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略し、業態別に記載しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,072,000
計	43,072,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,937,700	16,937,700	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株でありま す。
計	16,937,700	16,937,700		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2021年5月27日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権		
	事業年度末現在 (2021年6月30日)	提出日の前月末現在 (2021年8月31日)
新株予約権の数(個)	62,964	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,296,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 270 (注1)	同左
新株予約権の行使期間	2021年6月14日～2023年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 270円 (注1) 資本組入額 135円 (注1)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当 社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注2)	同左
その他	(注3)	同左

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下のとおりであります。

当初行使価額は、2021年5月27日開催の当社取締役会の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額。

また、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正を行うことができない。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当しない。

(注)2.当社は、本新株予約権の発行後、株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算定(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済み普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(注)3.本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は広告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金135円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日4ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の20営業日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり135円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月12日 (注1)	1,422,900	15,809,900	515	2,905		2,438
2019年10月25日 (注2)	16,600	15,826,500	6	2,912		2,438
2020年9月30日 (注3)		15,826,500		2,912	2,438	
2021年6月14日 (注4)	1,111,200	16,937,700	300	3,212		
2021年6月29日 (注5)		16,937,700	2,862	350		
2021年6月30日 (注6)		16,937,700	300	50		

(注) 1. 2019年9月12日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,422,900株、資本金が515百万円増加しております。

(発行価格362円、資本組入額362円、割当先 エスフーズ株式会社)

2. 2019年9月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬の導入による新株式発行により、発行済株式総数が16,600株、資本金が6百万円増加しております。

(発行価格395円、資本組入額395円、割当先 当社取締役4名)

3. 2020年9月30日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されたため、2020年9月30日をもって、資本準備金の額2,438百万円の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

4. 2021年6月14日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,111,200株、資本金が300百万円増加しております。

(発行価格270円、資本組入額270円、割当先 平林隆広氏、スターリング証券株式会社)

5. 2021年6月29日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金処分に関する議案が承認可決されたため2021年6月29日をもって、資本金の額2,862百万円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えております。

6. 2021年6月29日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金処分⁸⁷に関する議案が承認可決されたため2021年6月30日をもって資本金の額300百万円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	16	108	14	41	20,179	20,360	
所有株式数(単元)		172	5,420	49,296	821	132	113,504	169,345	3,200
所有株式数の割合(%)		0.10	3.20	29.11	0.48	0.08	67.03	100	

(注) 1. 上記「個人その他」には、自己株式が4,500株(45単元)含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(58単元)含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
平林 隆広	東京都豊島区	3,506,800	20.70
有限会社神田コンサルティング	東京都世田谷区代田2-13-10	1,530,000	9.03
平林 実	東京都世田谷区	1,432,500	8.46
エスフーズ株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1-22-13	1,422,900	8.40
株式会社TLF	東京都中央区銀座6-6-1	1,166,000	6.89
平林 実人	東京都港区	1,048,000	6.19
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	623,500	3.68
スターリング証券株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	329,700	1.95
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	86,100	0.51
宝酒造株式会社	京都府京都市伏見区竹中町609	77,100	0.46
計	-	11,222,600	66.27

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	4,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,930,000	169,300	
単元未満株式	普通株式 3,200		
発行済株式総数	16,937,700		
総株主の議決権		169,300	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(議決権の数 58個)含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 58個が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三光マーケティングフーズ	東京都中央区新川一丁目10番14号	4,500		4,500	0.03
計		4,500		4,500	0.03

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,500	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴い無償で取得したものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬制度による処分)				
保有自己株式数	4,500			

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つとして認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。

そして、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

一方、内部留保金の使途につきましては、経営体質を強化しつつ今後の事業拡大と設備投資に投入していくこととしております。

なお、通期業績におきましては、大幅な当期純損失となったことにより、無配当とさせていただきます。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主価値向上のため、経営の迅速な意思決定、法令の遵守と透明性の高い経営及びチェック機能の充実を図っております。また、株主及び投資家に対して、公平かつ適時・適切な情報開示と積極的なIR活動にも取り組んでおります。これらの活動はお客様にご満足いただける企業活動につながるものと考えております。

そして、株主や投資家の皆様、お店にご来店いただいているお客様、お取引先様、当社を取り巻く地域社会、従業員その他のステークホルダーの皆様との信頼を深めるためにも、これらの活動を通してコーポレート・ガバナンス体制を改善強化することが経営の最重要課題と考えております。

なお、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、2008年2月1日から新たに執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア．企業統治の体制の概要当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、会社法第2条第16号に定める社外監査役3名で構成されており、取締役会に出席し必要に応じて適宜意見を述べる等、業務執行の監査を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む合計5名で構成されており、定時の取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時に適宜開催することで、決議事項及び報告事項に対して迅速で的確な意見交換を活発に行い取締役相互の監督機能の実効性を確保し、重要な意思決定を行っております。

取締役会、監査役会とは別に、社内組織として、経営会議等を設置し、取締役会での意思決定及び業務執行取締役の意思決定に基づく業務の進捗状況等について報告・検討を行い、重要事項の審議を行っております。

なお、各機関の概要は以下のとおりです。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席の下、毎月1回以上開催し、経営方針、経営計画に基づく業務執行状況を監督し、その他法令で定められた事項並びに経営上の重要事項につき審議決定しております。

(b) 経営会議

当社の経営会議は、当社企業の執行役員及び社長が指名する者をもって、毎月1回以上開催し、当社グループの中長期的な戦略を討議し、その方向性を定めるとともに業務執行の具体的方針及び計画の策定その他経営に関する事項について審議決定しております。また、経営会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらかじめ取締役会で決定しております。

(c) リスクマネジメント委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクを専管する組織として、「リスクマネジメント委員会」を設置いたしております。同委員会は、役職員の職務執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を構築し、維持・向上を図ること、また、当社グループ全体に内在するリスク全体を包括的に管理することを目的としており、当社及びグループ各社を横断的に管理する組織であります。同委員会では、3か月に1回、取締役会において活動状況の報告を行っております。

(d) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、現在の監査役会は3名で構成しており、3名が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回以上開催し、必要に応じて随時開催しております。

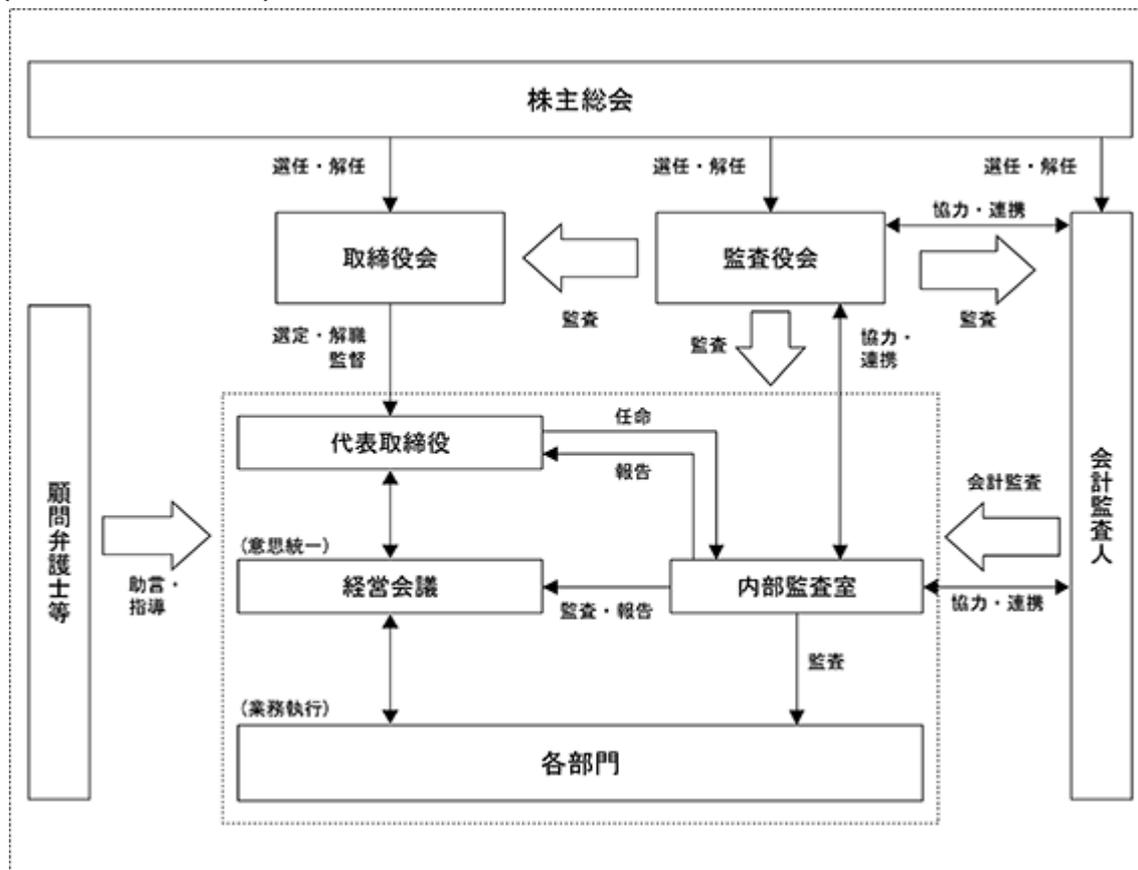
機関ごとの構成員は次のとおりです。(は機関の議長、委員長を表す。)

職名	氏名	取締役会	経営会議	リスクマネジメント 委員会	監査役会
代表取締役社長	長澤 成博				
取締役会長	平林 隆広				
取締役	富川 健太郎				
取締役 (社外)	河野 恵美				
取締役 (社外)	村上 宣史				
常勤監査役 (社外)	平野 雅昭				
監査役 (社外)	三村 藤明				
監査役 (社外)	山下 貴				

イ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスの徹底と、効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図るため監査役会設置会社の形態を採用しております。また、当社では取締役の任期を1年とするとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な知識・経験を備えた独立社外取締役を選任しており、提出日現在において、社外取締役2名を含む5名から構成される取締役会が業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役3名から構成される監査役会が、経営全般を監査し、会計監査人を含めた体制によりガバナンスに万全を期しております。

(当社の企業統治体制図)



内部統制システムの整備の状況

ア．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「行動基準」「企業倫理綱領」「コンプライアンス規程」「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員及び全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進しております。
- (b) コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用しております。
- (c) 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視しております。調査結果は、当社代表取締役社長に報告しております。
- (d) 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図っております。
- (e) 「行動基準」「企業倫理綱領」「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人、グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言しております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録して、適切に保存及び管理（廃棄を含む）しております。
- (b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるようにしております。
- (c) 取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示しております。

ウ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役及び執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価、分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達できるようにしております。
- (b) 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害及び風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処することとしております。
- (c) 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行える体制を構築しております。
- (d) 食の品質、安全、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」「コンプライアンス・マニュアル」「情報管理規程」等を制定しております。
- (e) ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行っております。

エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定するとともに、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく毎年度見直しを行うこととしております。
- (b) 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別及び子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じることとしております。
- (c) 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役者に配布される体制を整備しております。
- (d) 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備しております。
- (e) 業界や取引先のITへの対応状況及び社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制及びIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図っております。

オ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリックスを参考に「店舗業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直しております。
- (b) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットライン）の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施しております。

カ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告しております。

キ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその

使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置しております。また、当該使用人の任命、異動及び評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保しております。
- (b) 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理することとしております。

ク．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役会は、取締役及び使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築しております。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
- (b) 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
- (c) 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況及びその内容を監査役にすみやかに報告しております。(d) その他、監査役は、自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられております。

ケ．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。

コ．監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

サ．その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施しております。
- (b) 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。
- (c) 監査役が、取締役会を含む社内的重要な会議に出席し、また、社内各部門及び各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高めております。

シ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人、グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言しております。

企業統治に関するその他の事項

ア．リスク管理体制の整備の状況

当社は「リスクマネジメント基本規程」、「危機管理規程」、「情報管理規程」等の諸規定を整備し、リスクマネジメント委員会を開催することで、さまざまなリスクに迅速、的確に対応しております。そして、同委員会における審議事項及び決定事項が取締役会に報告または上程されることで、連携を確保しております。また、リスクが顕在化した場合には経営管理本部を中心とした対策本部を設置するとする社内体制を構築しております。情報セキュリティに関しては、システム開発部が整備し管理するとともに、内部監査室及び監査役会によるIT監査を実施しております。

イ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な意思決定については、当社へ必要な報告を行い、または承認を得ることとなっております。また、関係会社に対する監査は「内部監査規程」に従って実施し、当社へ提出することとなっております。

責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者がかぶる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

取締役・監査役の定数

当社は、取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任議案について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨及び取締役の解任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

ア．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会決議によって、毎年12月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

イ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に応じて財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することが出来る旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことができる旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	長澤成博	1967年11月30日生	1997年10月 株式会社光通信入社 2001年1月 ジェイフォン東日本株式会社 (現 ソフトバンク株式会社)入社 2007年1月 当社入社 社長室長 2007年9月 取締役社長室長 2008年1月 取締役総合企画ユニット担当 2011年3月 常務取締役営業本部長 2011年5月 株式会社三光FCシステムズ (現 当社)代表取締役 2013年2月 常務取締役執行役員経営管理本部長 2015年7月 常務取締役執行役員 2016年9月 取締役 2016年10月 株式会社レーサム入社 新規事業本部副本部長 2017年2月 株式会社WeBase代表取締役 2018年8月 取締役執行役員 2018年9月 代表取締役社長執行役員 2020年8月 代表取締役社長執行役員 外食事業本部長 2021年2月 代表取締役社長(現任)	注3	21,500
取締役会長	平林隆広	1974年11月25日生	1998年6月 当社入社 1998年6月 取締役 2002年4月 常務取締役社長室長 2002年6月 有限会社神田コンサルティング取締 役(現任) 2004年1月 代表取締役専務取締役営業本部長兼 開発本部長 2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユニット 担当 2008年7月 アジアンエイト株式会社 (現 当社)代表取締役 2013年9月 代表取締役社長開発本部長 2014年7月 代表取締役社長執行役員 2018年9月 取締役会長(現任)	注3	3,506,800
取締役 経営管理本部長	富川健太郎	1978年9月16日生	2003年10月 司法書士事務所入所 2008年2月 当社入社 2014年7月 人事総務部長 2015年3月 社長室長 2016年10月 執行役員社長室長 2017年2月 執行役員社長室長兼サポートセン ター長 2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポート センター長 2020年10月 取締役経営管理本部長 (現任)	注3	3,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	河野 恵美	1966年11月20日生	1989年4月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルートキャリア)入社 1997年2月 株式会社プチバトージャパン入社 1997年9月 同社営業統括部長 1999年3月 株式会社ファーストリテイリング入社 2000年5月 同社マーケティング本部広報部長 2003年8月 ナスステンレス株式会社(現ナスラック株式会社)入社 2004年1月 同社執行役員マーケティング本部長 2004年10月 ホワイトトラッシュチャームズジャパン株式会社代表取締役社長 2007年3月 株式会社ベリテ取締役マーケティング本部長 2008年9月 アイテ・カンパニー株式会社代表取締役(現任) 2010年11月 株式会社リンクフローリスト取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2017年10月 ワイマラマジャパン株式会社代表取締役 2019年9月 当社社外取締役(現任)	注3	0
取締役	村上 宜史	1970年6月26日生	1993年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社 (現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)入社 2002年11月 フードゲート株式会社 代表取締役(現任) 2019年9月 当社社外取締役(現任)	注3	0
常勤監査役	平野 雅昭	1958年4月10日生	1982年4月 野村證券株式会社入社 1992年6月 野村ファイナンス株式会社出向 1995年6月 野村證券株式会社関連事業部 1997年12月 野村證券株式会社引受審査部 2010年4月 同社引受審査部企画担当部長 2018年9月 当社常勤監査役(現任)	注4	0
監査役	三村 藤明	1954年5月30日生	1987年4月 東京弁護士会登録 2000年6月 坂井・三村法律事務所(旧ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業))開設 2003年12月 富士製薬工業株式会社社外監査役(現任) 2009年5月 富士エレクトロニクス株式会社社外監査役 2015年4月 マクニカ・富士エレホールディングス株式会社社外監査役(現任) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー(現任) 2018年9月 当社社外監査役(現任)	注4	0
監査役	山下 貴	1967年7月28日生	1994年7月 下山紘邇税理士事務所入所 1995年11月 税理士登録 2004年5月 山下貴税理士事務所設立同所所長(現任) 2009年1月 萌インターナショナル株式会社監査役(現任) 2011年6月 サイバネットシステム株式会社社外監査役 2011年8月 公益財団法人国際科学振興財団監事(現任) 2014年4月 国立大学法人山形大学客員教授 2018年12月 株式会社セレ コーポレーション社外取締役(現任) 2019年9月 当社社外監査役(現任)	注5	0
計					3,531,500

(注) 1 取締役河野恵美氏と村上宜史の2名は、社外取締役であります。

2 監査役平野雅昭、三村藤明、山下貴の3名は、社外監査役であります。

3 2021年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

4 2018年9月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。

5 2019年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。また当社の社外監査役は3名であります。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役河野恵美氏は、PR、ブランディング戦略の立案・実施により企業価値の向上及び売上拡大を推進した経験を活かし、当社のブランド再生に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるよう選任しております。社外取締役村上宜史氏は、外食業界で経営者としての経験があり、当社の経営全体に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断し選任しております。

社外取締役河野恵美氏及び村上宜史氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

なお、その職責を果たすために、適時に情報を収集できるよう社内の担当部門に直接連絡を取れる体制を整えております。

社外監査役平野雅昭氏は、金融機関における業務経験による財務会計及び内部統制に関する豊富な知識に基づき、意見を述べていただいております。社外監査役三村藤明氏は、長年にわたる弁護士としての経験による企業法務、財務及び会計に関する豊富な知識に基づき意見を述べていただいております。社外監査役山下貴氏は、長年にわたる税理士及び監査役としての経験を有することから、財務会計及び内部統制に関する知見に基づき、意見を述べていただいております。また、河野恵美氏、村上宜史氏、平野雅昭氏、三村藤明氏及び山下貴氏を独立役員として指定しており、独立した立場から会社の業務執行を監督することが可能であると考えております。

社外監査役平野雅昭氏、三村藤明氏及び山下貴氏と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外監査役が保有する当社株式の状況は上記「役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督と内部監査、監査役会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記「社外役員の状況」に記載のとおりであります。社外監査役による監査と内部監査、監査役会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、下記「(3) [監査の状況] 監査役監査の状況」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が社外監査役と日常的に連絡を取り合うことにより、内部監査の状況、内部統制の整備及び運用状況を適時に把握できるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。

監査役会は、取締役会開催に先立ち毎月開催する他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は14回開催しております。常勤監査役平野雅昭は14回すべて出席しており、監査役三村藤明は13回出席し、監査役山下貴は12回出席しております。

監査役会は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従って、監査を実施しており、取締役会及び取締役の職務執行状況について審議を行うほか、各監査役の監査状況を協議共有しております。各監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定、業務執行をチェックし必要に応じて質問、意見を述べております。また、定期的に会計監査人から監査方針及び監査の結果に関する報告を受け相互連携を図っております。

常勤監査役は経営会議、各種委員会その他重要な会議に出席し、重要書類の閲覧、店舗・社内各部の往査等の監査業務を日常的に行っております。また、内部監査室及び会計監査人に対しても、定期的に、それぞれの監査の状況について協議、意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

内部監査の状況

内部監査は、社長直属の内部監査室(1名)が、店舗業務、本部業務、統制機能その他監査項目を年間計画に基づき実施しております。また、定期的に常勤監査役に対して監査結果の報告を行い常に連携を保っております。会計監査人とは、定期的に打ち合わせの機会を設け、連携して監査を行えるよう情報を共有しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

20年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 跡部 尚志氏 (EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員)

公認会計士 葛貫 誠司氏 (EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員)

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士5名、その他20名であります

e. 監査法人の選定方法と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画、監査の実施状況、職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、監査に関する品質管理基準の報告を受け、総合的に判断しております。

その結果、EY新日本有限責任監査法人について、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等はなく、適正に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
45	-	43	-

当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が16百万円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

事業の特性、事業規模、監査業務量等を勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査時間、監査方法及び監査内容などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年1月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期にわたる企業価値の持続的な向上を重視し、企業価値の持続的な成長に欠かれない優秀な人材の獲得・確保が可能となる報酬体系及び報酬水準であり、国、地域、男女の別を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、役位、職責に応じた職務遂行を促すための月例の固定報酬とします。具体的な各取締役の報酬額について、代表取締役社長が起案し、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

c. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

事業年度毎の業績目標の達成に向けて、成果を積み上げるための業務執行取締役に支給する業績連動報酬とします。

具体的な各取締役の報酬額は、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて、0または経常利益額の10%を上限として、各事業年度終了後に一括して支給することとします。目標となる業績指標とその値は、中長期計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行い、取締役会において決定します。

d. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

中長期的な企業価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬とし、株主総会で決議された株式報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

e. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬水準及び報酬の構成割合は、優秀な人材の獲得・確保が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、ベンチマーク企業群の動向や当社業績を参考に決定します。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の上記報酬等の決定手続きについては、各報酬の決定方針に従い、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年8月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年9月27日開催の第43期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において付議し、本株主総会において承認・可決されております。

1. 本制度の導入目的

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下、「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、30年から40年までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	29	27	1			5
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	23	23				5

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.8 %
売上高基準	1.3 %
利益基準	0.1 %
利益剰余金基準	0.3 %

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。また、監査法人等の主催するセミナーに適宜参加し、社内での情報共有を図っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,634	922
売掛金	59	35
原材料及び貯蔵品	25	32
前払費用	109	84
未収還付法人税等	0	-
未収入金	404	39
未収消費税等	29	142
その他	29	57
流動資産合計	2,293	1,315
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	45	-
工具、器具及び備品（純額）	7	-
建設仮勘定	19	-
有形固定資産合計	172	-
無形固定資産		
ソフトウェア	17	-
無形固定資産合計	17	-
投資その他の資産		
関係会社株式	33	33
出資金	0	0
長期貸付金	0	-
差入保証金	1,893	814
長期前払費用	9	11
その他	232	8
貸倒引当金	6	0
投資その他の資産合計	2,163	867
固定資産合計	2,252	867
資産合計	4,546	2,183

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	141	55
未払金	579	247
未払費用	233	235
未払法人税等	48	5
前受金	39	5
預り金	46	123
前受収益	115	106
店舗閉鎖損失引当金	104	-
資産除去債務	416	15
その他	3	2
流動負債合計	1,728	798
固定負債		
長期借入金	-	200
繰延税金負債	1	-
退職給付引当金	134	114
資産除去債務	220	157
長期前受収益	228	169
預り保証金	148	166
その他	88	88
固定負債合計	821	895
負債合計	2,549	1,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,912	50
資本剰余金		
資本準備金	2,438	-
その他資本剰余金	-	3,162
資本剰余金合計	2,438	3,162
利益剰余金		
利益準備金	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,354	2,732
利益剰余金合計	3,353	2,732
株主資本合計	1,997	479
新株予約権	-	8
純資産合計	1,997	488
負債純資産合計	4,546	2,183

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)	当事業年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月30日)
売上高	7,391	2,102
売上原価		
原材料期首たな卸高	36	23
当期原材料仕入高	2,063	634
合計	2,100	658
原材料期末たな卸高	23	20
売上原価合計	2,076	637
売上総利益	5,314	1,465
販売費及び一般管理費	1 7,323	1 3,212
営業損失()	2,009	1,747
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取賃貸料	19	1
受取保険金	0	2
貸倒引当金戻入額	1	6
協賛金収入	5	5
助成金収入	-	2 304
雑収入	0	10
営業外収益合計	27	330
営業外費用		
支払利息	-	2
賃貸費用	10	0
株式交付費	-	5
違約金	2	-
雑損失	3	0
営業外費用合計	16	9
経常損失()	1,998	1,426
特別利益		
固定資産売却益	3 802	3 106
特別利益合計	802	106
特別損失		
固定資産売却損	4 0	4 -
固定資産除却損	5 1	5 0
店舗閉鎖損失	6 208	6 192
減損損失	7 1,310	7 300
特別損失合計	1,519	492
税引前当期純損失()	2,716	1,812
法人税、住民税及び事業税	26	5
法人税等調整額	28	1
法人税等合計	2	4
当期純損失()	2,713	1,817

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,390	2,438	-	2,438	0	640	639	4,189
当期変動額								
新株の発行	515							515
譲渡制限付株式報酬	6							6
当期純損失()						2,713	2,713	2,713
当期変動額合計	521	-	-	-	-	2,713	2,713	2,192
当期末残高	2,912	2,438	-	2,438	0	3,354	3,353	1,997

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	4,189
当期変動額		
新株の発行		515
譲渡制限付株式報酬		6
当期純損失()		2,713
当期変動額合計	-	2,192
当期末残高	-	1,997

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,912	2,438	-	2,438	0	3,354	3,353	1,997
当期変動額								
新株の発行	300			-			-	300
減資	3,162		3,162	3,162			-	-
欠損填補		2,438	-	2,438		2,438	2,438	-
当期純損失()				-		1,817	1,817	1,817
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-			-	-
当期変動額合計	2,862	2,438	3,162	723	-	621	621	1,517
当期末残高	50	-	3,162	3,162	0	2,732	2,732	479

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,997
当期変動額		
新株の発行		300
減資		-
欠損填補		-
当期純損失()		1,817
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	8	8
当期変動額合計	8	1,508
当期末残高	8	488

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)	当事業年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	2,716	1,812
減価償却費	127	0
退職給付引当金の増減額 (は減少)	17	20
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1	6
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	-	2
固定資産売却損益 (は益)	802	106
固定資産除却損	1	0
減損損失	1,310	300
店舗閉鎖損失	208	192
助成金収入	-	304
株式交付費	-	5
売上債権の増減額 (は増加)	72	23
たな卸資産の増減額 (は増加)	10	6
仕入債務の増減額 (は減少)	229	85
その他の流動資産の増減額 (は増加)	140	55
その他の流動負債の増減額 (は減少)	116	160
その他の固定負債の増減額 (は減少)	221	30
その他	28	71
小計	1,763	2,024
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	-	2
法人税等の支払額	36	26
助成金の受取額	-	273
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,799	1,780
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	500	-
定期預金の払戻による収入	-	500
有形固定資産の取得による支出	536	94
有形固定資産の売却による収入	1,838	11
無形固定資産の取得による支出	20	21
差入保証金の差入による支出	39	32
差入保証金の回収による収入	310	1,070
投資不動産の売却による収入	64	285
貸付けによる支出	0	-
貸付金の回収による収入	1	1
その他	118	658
投資活動によるキャッシュ・フロー	999	1,061
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	200
株式の発行による収入	515	299
新株予約権の発行による収入	-	8
配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	514	507
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	285	212
現金及び現金同等物の期首残高	1,420	1,134
現金及び現金同等物の期末残高	1,134	922

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法)によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により、費用処理することとしております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	百万円
無形固定資産	百万円
減損損失	300百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含む全社単位で減損の兆候があると認められ、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外食需要の回復見通しであります。当該感染症の影響を正確に見通すことは困難であります。現時点で入手可能な情報や予測に基づき、2021年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、当該感染症の影響は見積りの不確実性が高く、正確に予測することが困難な状況であるため、当該感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「未収入金」に含めておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「未収消費税等」は29百万円であります。

前事業年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「預り保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「預り保証金」は148百万円であります。

前事業年度において、有形固定資産の内訳科目について、減価償却累計額を有形固定資産中の科目から間接控除しておりましたが、金額的重要性がなくなったため、当事業年度より有形固定資産中の科目から直接控除して記載しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,387百万円	907百万円

2 当座貸越契約

当社は金融機関との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
当座貸越限度額	1,500百万円	600百万円
借入実行残高	百万円	百万円
差引額	1,500百万円	600百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
従業員給与	2,854百万円	1,220百万円
退職給付費用	35百万円	11百万円
減価償却費	119百万円	0百万円
地代家賃	2,012百万円	866百万円

おおよその割合

販売費	44%	45%
一般管理費	56%	55%

2 助成金収入

主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う、各自治体からの営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金等であります。

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
建物	- 百万円	7 百万円
工具、器具及び備品	26百万円	7 百万円
土地	775百万円	92百万円
計	802百万円	106百万円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
工具、器具及び備品	0百万円	-百万円
計	0百万円	-百万円

5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
建物	1百万円	0百万円
計	1百万円	0百万円

6 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
差入保証金	86百万円	115百万円
違約金	18百万円	76百万円
店舗閉鎖損失引当金繰入額	104百万円	-百万円
計	208百万円	192百万円

7 減損損失

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都中央区他	建物等	1,310

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共用資産を含む全社単位で検討するとともに、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物1,039百万円、工具、器具及び備品146百万円、建設仮勘定24百万円、商標権5百万円、ソフトウェア56百万円、差入保証金39百万円、その他0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、売却予定資産は、不動産鑑定評価及び契約額等、除去予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.4%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には0円として算定しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都新宿区他	建物等	300

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含む全社単位で減損の兆候があると認められ、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物169百万円、工具、器具及び備品62百万円、建設仮勘定12百万円、ソフトウェア24百万円、差入保証金28百万円、その他3百万円であります。

また、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。なお、当事業年度は固定資産の帳簿価額の全額を減損処理しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	14,387,000	1,439,500		15,826,500
合計	14,387,000	1,439,500		15,826,500

(注) 2019年9月12日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数は、1,422,900株増加しております。

また、2019年9月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬の導入による新株式発行により、発行済株式総数は、16,600株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,826,500	1,111,200	-	16,937,700
合計	15,826,500	1,111,200	-	16,937,700
自己株式				
普通株式(株)	-	4,500	-	4,500
合計	-	4,500	-	4,500

(注) 1. 2021年6月14日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数は、1,111,200株増加しております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の4,500株は、譲渡制限付株式報酬対象者が退職したことによる無償取得であります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第4回新株予約権 (2021年5月27日取締役会決議)	普通株式	-	6,296,400	-	6,296,400	8

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第4回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	1,634百万円	922百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	500百万円	-百万円
現金及び現金同等物	1,134百万円	922百万円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
重要な資産除去債務の計上額	186百万円	93百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
1年内	63	-
1年超	-	-
合計	63	-

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。未払費用、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、弁済日は決算日後5年後であります。

預り保証金は、そのほとんどが1年超の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等によるリスク)の管理

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年6月30日)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,634	1,634	
(2) 売掛金	59	59	
(3) 未収入金	404	404	
(4) 差入保証金(*1)	1,892		
貸倒引当金(*2)	6		
	1,885	1,883	2
資産計	3,984	3,981	2
(5) 買掛金	141	141	
(6) 未払金	579	579	
(7) 未払費用	233	233	
負債計	954	954	

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

当事業年度(2021年6月30日)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	922	922	-
(2) 売掛金	35	35	-
(3) 未収入金	39	39	-
(4) 差入保証金(*1)	814		
貸倒引当金(*2)	0		
	814	813	0
資産計	1,811	1,810	0
(5) 買掛金	55	55	-
(6) 未払金	247	247	-
(7) 未払費用	235	235	-
(8) 預り金	123	123	-
(9) 長期借入金	200	200	-
(10) 預り保証金	166	166	-
負債計	1,029	1,029	-

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 預り金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金、(10) 預り保証金

これらの時価については、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式に計上されている非上場株式(前事業年度 貸借対照表計上額33百万円
当事業年度 貸借対照表計上額33百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注) 3 . 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,600			
(2) 売掛金	59			
(3) 未収入金	404			
(4) 差入保証金	1,214	13	633	30
合計	3,278	13	633	30

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	909			
(2) 売掛金	35			
(3) 未収入金	39			
(4) 差入保証金	645	50	94	23
合計	1,630	50	94	23

(注) 4 . 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金						200

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2020年6月30日)

関係会社株式に計上されている子会社株式(貸借対照表計上額33百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年6月30日)

関係会社株式に計上されている子会社株式(貸借対照表計上額33百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ではありません。）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
退職給付債務の期首残高	150	119
勤務費用	22	16
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	2	0
過去勤務費用の発生額	10	-
退職給付の支払額	39	31
退職給付債務の期末残高	119	104

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	119	104
未積立退職給付債務	119	104
未認識数理計算上の差異	4	4
未認識過去勤務費用の差異	10	6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	134	114
退職給付引当金	134	114
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	134	114

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
勤務費用	22	16
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	0	2
過去勤務費用の費用処理額	0	3
その他	13	-
確定給付制度に係る退職給付費用	35	11

(注)「その他」は、割増退職金等であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
割引率	0.10%	0.10%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	650百万円	322百万円
繰越欠損金(注2)	2,971百万円	4,433百万円
その他	377百万円	220百万円
繰延税金資産小計	3,999百万円	4,976百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	2,971百万円	4,433百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,027百万円	543百万円
評価性引当額小計(注1)	3,999百万円	4,976百万円
繰延税金資産合計	百万円	-百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する 除去費用	1百万円	-百万円
繰延税金負債合計	1百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	1百万円	-百万円

(注) 1. 評価性引当額が977百万円増加しております。この増加の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)		139	1,372	243		1,216	2,971百万円
評価性引当額		139	1,372	243		1,216	2,971百万円
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	153	1,501	266		8	2,503	4,433百万円
評価性引当額	153	1,501	266		8	2,503	4,433百万円
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

3. 当社は、2021年6月30日付で資本金を50百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.7%から33.6%に変更しております。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～0.16%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
期首残高	790百万円	637百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	142百万円	65百万円
見積りの変更による増加額(注)	43百万円	24百万円
時の経過による調整額	11百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	351百万円	554百万円
期末残高	637百万円	173百万円

(注) 資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積りを超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に、前事業年度において43百万円、当事業年度において24百万円加算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都において、賃貸用の土地建物を有しておりましたが、経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため、2020年7月に当該不動産を売却いたしました。

2020年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

2021年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	256	223
	期中増減額	32	223
	期末残高	223	-
期末時価		323	-

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前事業年度の減少は、売却(31百万円)、減価償却費(1百万円)であります。当事業年度の減少は、売却(223百万円)であり、固定資産売却益は99百万円であります。

3 時価の算定方法

前事業年度の期末時価は契約により取り決められた売却価額を時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社の事業セグメントは、主に飲食事業であります。飲食事業以外のセグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	飲食事業	その他	合計
減損損失	1,157	152	1,310

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

関連当事者との取引について記載すべき重要な取引はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	平林隆広	東京都新宿区		当社取締役会長	直接 20.70%	当社取締役会長	第三者割当増資の引受(注)1.	200万円		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)神田コンサルティング	東京都中央区	9百 万円	資産管理会社	直接 9.03%	株主	新株予約権の引受(注)2.	4百 万円	新株予約権	4百 万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 発行価格は、当該第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日である2021年5月26日の東京証券取引所における当社株式の終値270円といたしました。

2. 発行価格は、当該第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日である2021年5月26日の東京証券取引所における終値を評価基準日として、第三者機関により新株予約権の公正価値として算定した135円といたしました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	126円18銭	28円33銭
1株当たり当期純損失()	174円67銭	114円48銭

(注)1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。なお、当事業年度末に潜在株式はあります。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(百万円)	2,713	1,817
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	2,713	1,817
期中平均株式数(株)	15,537,436	15,874,124

(重要な後発事象)

株式取得による会社等の買収

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、株式会社海商（以下「海商」という。）が会社分割（新設分割）して設立する新会社（「株式会社海商」）に水産物（マグロ及びその他の鮮魚等）の小売、卸売、加工業の全部の事業（以下「本件事業」という。）を承継するため株式会社海商の発行する全株式を取得する決議をし、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

株式取得にかかる事業の内容

取得企業の名称：株式会社三光マーケティングフーズ

被取得企業の名称：株式会社海商（会社分割して設立する新会社）

取得した議決権の比率：100%

事業の内容：鮮魚及び魚介類、海産物の小売・卸売業、水産物の加工業他

結合後の企業の名称：変更を検討中であります。

直近の売上高：3,081百万円

直近の営業損失：60百万円

当該会社は新設分割により設立する会社であるため、分割により事業承継する部門の直前の事業年度（2021年3月期）における売上高、営業損失を記載しております。

企業結合を行った主な理由

当社は、2020年9月に沼津漁港において沼津我入道漁業協同組合と業務提携を行い、2020年12月に同漁協に加入し組合員となりました。新たな収益の柱にすべく水産事業を立ち上げ、当社サプライチェーン及び収益強化に向けて取り組んでおります。

今回、新会社の株式を取得することで、海商が培ってきた本件事業の強みを生かし、当社の飲食事業の業態及び商品強化、新たな販路の開拓や、沼津での水産事業とのシナジー効果を生かすことで、早期に事業の確立を図るものであります。

企業結合日

2021年11月1日（予定）

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

2. 取得する株式の取得価額

相手先の意向及び当事者間の守秘義務により非公表

3. 発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物				586	586	1	
工具、器具及び備品				321	321	2	
有形固定資産計				907	907	3	
無形固定資産							
商標権				0	0		
ソフトウェア				2	2	0	
無形固定資産計				2	2	0	
長期前払費用				19	7	6	11

(注) 1. 有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)		200	0.7	2026年12月
合計		200		

(注) 1. 平均利率につきましては、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 1年以内に返済予定のものを除く長期借入金の貸借対照表日後の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年以内に返済 予定のものを除く)					200

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6			6	0
店舗閉鎖損失引当金	104		104		

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額6百万円であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	13
預金の種類	
普通預金	907
別段預金	1
小計	909
合計	922

ロ 売掛金

相手先別明細

相手先	金額(百万円)
ワオ株式会社	7
ユーシーカード株式会社	5
ミユキ商事株式会社	4
株式会社ビッグミート	4
グローリーサービス株式会社	3
その他	10
合計	35

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
59	483	507	35	93.5%	35.76

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八 原材料及び貯蔵品

品目	金額(百万円)
その他食品	15
株主優待商品	6
販売用商品	5
飲料品	4
合計	32

二 未収消費税

相手先	金額(百万円)
京橋税務署	142
合計	142

固定資産

イ 差入保証金

相手先	金額(百万円)
株式会社浅川ビル	82
月光商事株式会社	67
大林不動産株式会社	42
株式会社三慶商事	36
共同施設株式会社	35
その他	550
合計	814

流動負債

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
リーテイルブランディング株式会社	42
株式会社カクヤス	4
エスフーズ株式会社	2
株式会社C l o t o	2
沼津我入道漁業協同組合	1
その他	1
合計	55

□ 未払金

相手先	金額(百万円)
共同施設株式会社	50
アサヒビール株式会社	46
株式会社カクヤス	17
E Y新日本有限責任監査法人	11
株式会社酔心	10
その他	110
合計	247

八 未払費用

区分	金額(百万円)
社会保険料	141
従業員給与	73
その他	21
合計	235

二 預り金

区分	金額(百万円)
社会保険料	116
住民税	2
源泉所得税	2
その他	1
合計	123

固定負債

イ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社商工組合中央金庫	200
合計	200

ロ 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	104
未認識過去勤務費用	6
未認識数理計算上の差異	4
合計	114

ハ 資産除去債務

区分	金額(百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	157
合計	157

二 長期前受収益

相手先	金額(百万円)
アサヒビール株式会社	165
利佳株式会社	2
その他	0
合計	169

ホ 預り保証金

相手先	金額(百万円)
株式会社鉄人化計画	46
株式会社セイジョー	16
株式会社フードリヴァンプ	15
株式会社トリプルウィ	13
株式会社未来ビジョン	12
その他	63
合計	166

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	707	1,492	1,796	2,102
税引前四半期(当期)純損失() (百万円)	655	1,097	1,469	1,812
四半期(当期)純損失() (百万円)	662	1,109	1,488	1,817
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	41.86	70.14	94.04	114.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	41.86	28.28	23.90	20.44

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後から3か月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://sankofoods.com
株主に対する特典	株主優待制度

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使する事ができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第44期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)2020年9月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月30日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第45期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日関東財務局長に提出

第45期第2四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出

第45期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)2021年5月17日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書(組込方式)

有価証券届出書(第三者割当増資による新株発行及び新株予約権証券の発行)及びその添付書類

2021年5月27日 関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書(組込方式)

2021年6月1日 関東財務局長に提出

2021年5月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年10月1日 関東財務局長に提出

2021年7月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営状態及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年11月13日 関東財務局長に提出

2021年2月12日 関東財務局長に提出

2021年5月17日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月29日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

跡部 尚志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

葛貫 誠司

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの2020年7月1日から2021年6月30日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年8月27日開催の取締役会において、株式会社海商が会社分割して設立する新会社の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する判断の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、前事業年度まで3期連続の営業損失を計上しており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等による売上高の減少に伴い、営業損失を計上し、自己資本比率が減少していること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識している。しかしながら、会社は、当事業年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>資金計画策定における重要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛による来店客数の減少や営業時間の短縮等により影響を受けている外食需要の回復見通しである。また、営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金等の助成金収入の見積りが重要な仮定である。</p> <p>資金計画策定におけるこれらの重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断に基づくものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する会社の判断を確かめるために、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画について、取締役会によって承認された予算との整合性を検討した。 ・ 会社の資金計画策定に係るプロセスについて経営者にヒアリングを行った。 ・ 営業収支、投資収支及び財務収支の計画に基づき策定された資金計画について再計算を行った。 ・ 資金計画策定における重要な仮定の外食需要の回復見通しについて、経営者と協議を行うとともに、外部機関が公表した回復シナリオを閲覧し、会社の資金計画との整合性を検討した。 ・ 決算日後の新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言等の発令が資金計画に与える影響について経営者と協議するとともに、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。 ・ 感染拡大防止協力金等の助成金収入の見積りについて、それぞれの支給条件と会社の見積りの整合性を検討した。また、申請額と支給実績の一致を確かめた。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三光マーケティングフーズの2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三光マーケティングフーズが2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上